

現代社会と少年非行

金 屋 平 三

1 現代の問題としての少年非行

一 序にかえて一

いわゆる少年非行の増加に相関して、この問題に関する各種の研究書が増加した。少年非行をも含む犯罪学（犯罪社会学，犯罪心理学，犯罪精神医学等々）的研究書の累積に対して、私は、残念ながら文献渉猟的意欲を欠くので、「そこに在」りながら登ることの出来ない山に対すると同様な感慨を催おすのである。正直のところ、私は少年非行の増加に対してよりも、この種の研究書の増加に対して瞠目する。このように感じながら、私自身もまた、この種の研究を冷やかに眺めるのではなく、この累積に対してあえて一稿を加えようとしているのであるから、私の態度はパラドキシカルであると言ふべきかも知れない。

しかし、私のこのような感慨及び態度の背後には、多数の、いわゆる非行原因論に対する一種の不信がわだかまっていることは否めない。

法務省矯正局教育課長の副島和穂氏は従来の少年非行研究における原因論的研究に対して不満を述べ、非行の研究は『非行の原因は何か』、『その原因についての対策は何か』から、『非行はいかにして学習されたか』、また『その非行を変える学習はいかになされるべきか』ということに中心が移されなければならないこと、つまり、“犯罪行動の原因”（傍点は原筆者）よりも、“犯罪行動の学習”（同上）がもっと強調されなければならないとし、最後に非行防止の基本的対策として、「家庭は子どもを知れ」、「学校は生徒を抱け」、「地域社会は偏見を去れ」というスローガンを掲げている。⁽¹⁾これを要するに、副島氏は行動の学習理論を基礎とした、子供に対する理解、換言すれば、かの言いふるされた言葉、つまり愛情の重要性を強調するのである。

同氏の所論を細部に亘って論評する暇はないので、ここでは以下の所論との関係上、三つのスローガンに象徴された同氏の強調点のみを次の話題としよう。

理解。愛情。これらは、確かに、少年非行現象を徹視的に観察し、徹視的な対策を立てる場合のキー・ポイントになるものに違いない。しかし、「理解せよ」「愛情を持て」という類の精神主義的な命令を発しただけでは問題はいっとうに解決しない。このような命令を受けた大人達が意識過剰になるのが落ちである。「社会の、学校の、地域の広く深い愛情」を人々に要求したとしても、ほとんどの人々にとっては他人の子より自分の子が可愛いし、また、自分の子だけに気を使わなければ、自分の子が落伍する恐れがあるのである。従って、問題は、子供達に対する理解を阻害し、人々の子供に対するいわゆる愛情を狭いものにする現代的な社会的条件を暴露することである。

私は、児童福祉司の経験の記録を読んで、これに大いに敬服する者であるが、彼等の徹視的な理解及び対策が、冷酷で、より巨視的な視野によって補われたら、と思う。

副島氏の場合は、青少年問題の実務家として、理解乃至愛情ということが、この問題に対する実践上のスローガンとして出されたものであるが、学者が少年非行問題の分析用具としてこの言葉を使う場合には、前記の場合とは違った問題性をはらんでくるように思われる。

周知の如く、グリユック夫妻 (S. and E. Glueck)、サイモンズ (P. M. Symonds) 及びナイ (F. I. Nye) などは⁽²⁾、親子間の愛情の問題は、非行に関連のある重要な要因であるとし、親の子に対する

愛情を受容から拒否に至るスケールにはめ込み、これを尺度化して測定している。

この場合、愛情という、元来科学的分析を排斥する事象を尺度化までするという蛮勇に対する哲学者的批難はさておき、愛情ということが非行問題の徹視的観察にとって一つのキー・ポイントをなすと言っても、問題なのは、ここで使用される愛情という語の意味内容であろう。

周知の如く、現在、愛情という言葉はかなり乱用されており、この語がしばしば使用される割に、少しでもこの言葉の意味に考え及ぶ時、我々はこの語の実体が実感出来ないのである。のみならず、いわゆる愛 (Love or affection) の語に象徴される現象は、観念的な情熱、平等者間の理解と献身、不平等者間の理解と献身、共通の目標に向って精進する者の間の理解と協力、抽象的理性者に対する帰依など、さまざまである。従って、混乱の度合は更に深まる。

かくて、かかる状況に対する悲観論者は「現代人は愛しうるか」と問い、楽観論者は「愛の技術」を提唱する。

愛という言葉によって象徴される実体は、当然、社会的に変化する。従って、現在必要なことは、「愛とは何か」式の言葉の穿さくをすることではなく、まして、この言葉を所与として受入れることでもなく、この言葉によって象徴される社会的実体を社会的諸条件との関連において摘出することであろう。

アメリカ家族社会学及び社会学一般においては愛情という言葉が所与として、つまり、社会一般に使用されるこの語の意味がそのままの型で合理化され、理論体系の中の一部を占める、という方法で取入れられているのである。⁽³⁾

さて、本稿における私の目論見の特質を要約的に列挙しておこう。

第一に、既に述べたように、私は家庭、特に親子間の愛情が非行問題を徹視的に観察する場合のキー・ポイントになると考えるが、所与としての愛情を取上げて、それと非行との相関を探るという方法ではなく、愛情という言葉で象徴される社会的実体、更には、教師生徒関係、恋人関係、及び市民対市民関係の実体（それらの関係の特質が世上一般にいかなる言葉によって呼ばれるかに関係なく）を現代の全体的な社会状況との関連において摘出し、更に、かかる諸関係の実体と少年非行との関連を追求するという方法をとる。愛情の欠乏と少年非行とが相関関係にあるのではないか、ということが中心的課題ではなく、現代社会において、何故、愛情の欠乏が呼ばれるような事態が生じたのか、ということが中心課題となる。

愛情の欠乏と非行の相関という問題設定は本来心理学的領域に属するものだと考えられる。つまり、非行の問題を愛情関係の異常との関連のみにおいて徹視的に把えんとすれば、そこにおける個有の問題は愛情関係の異常に由来する心理機制である。従って、このことと第一の特質から導かれる第二の特質は、この目論見は心理学的なものではなく、社会学的なものであるということ、換言すれば、非行問題の全領域をおおうためには、この種の研究は同時に心理学的研究によって補足されなければならない、ということである。

非行問題研究においては、諸科学（社会学、心理学、教育学、犯罪精神医学、精神分析学等）がその個有の問題領域を追い、更に、個々の問題の解決に向って協力しなければならないと思われるが、諸科学の協力において問題となるとと思われるものは、非行にとって何が本質的な原因であり、何が副次的なものであるかという、非行を規制する諸要因の序列ではないかと思う。児童福祉司の敬服すべき努力によって一人の少年が救われたとしても、時を同じくして他の少年が非行に走っているとすれば、問題の根本的な解決にはなっていない。このことは、言うなれば、病理現象と病理そのものを区別するということでもある。徹視的にみた場合、例えば、愛情の欠乏が所与の少年を非行に走らせた原因として指摘され、従って、愛情の回復によって、その少年は救われるかも知れない。しかし、愛情の欠乏は単に偶然的な出来事ではなく現在非行少年に加えて、愛情の欠乏に悩む広範な非行予備軍をかかえているとすれば、愛情の欠乏ということは、非行少年そのものとは一つ段階を異にした、一種の病理現象であって、

我々はこの現象を生む、より根本的な原因を追って、病理そのものに接近して行かなければならない。これが第三の特質である。

最後に、私の問題接近方法は社会学的なものであるが、非行問題に関するあらゆる社会学的な要因を網羅することは私の能力をはるかに越えているし、かかる企画は現在のところ私とは無縁である。従って、私の意図は、現代の社会状況との関わりにおいて、少年非行の原因の一つを、なおつけ加えるならば、現在益々その比重を増してきていると思われる一つの原因を抽出することである。

2 普通者関係

—現代の病理に関する一つの仮説—

私の傍に偶然人がいる。彼は私に対してにこやかであり、友情的である。見ず知らずの人が私に無条件的に友情的であるのは一重に市民社会の美点とみなすべきことである。つまり、生活のセクショナリズムからの脱却によって、博愛の原理が日常化した。従って、我々は、「男子は家の外に出て七人の敵をもつ」という古いいましめを常に胆に命じておく必要はなくなったのである。我々はどこへ行っても、例え、国外に出ても、そこに友情を見出すことが出来る。

しかし、友情がかくも簡単に得られるということは、それをしも友情と呼ぶなら、かかる友情はまた簡単に解消されやすいという反面の事実を物語っている。従って、人々は簡単に友情を発見し、同時に簡単に友情を解消するという生活態度に慣れる。のみならず、「ヒューマン・リレイション」¹⁾という言葉の流行に象徴されているように、不特定の人々と仲良くするという、換言すれば、対人関係を上手に操作するという、今や、人々の生活に欠くことの出来ない時代の要請となっている。

また、日本語の表現にいわゆる「どこの馬の骨かわからぬ」他人に対する警戒心が「小さな親切運動」「老人に席をゆずる運動」にみられる、他人に対する善意に次第にとって代えられているということは現代日本社会の一つの美談であろう。

さて、人々が努めて多くの人々と友情を交わし、のみならず、多くの人々と上手に交際する技術を勉強し、また、人々にささやかながらも善意を施すという現代の美わしき物語にけちをつけようものなら人々の憤激をかうかも知れない。しかし、これらの美わしき物語の皮相の背後に、次のような、優れて現代的な様相を指摘することは比較的容易である。即ち、現在、人々は特定少数者とはなく、不特定多数者と交際する状況に置かれている。換言すれば、「永遠の不安定と動揺」として特徴づけられる状況の中で、人々は今日はこの人、明日はあの人と交際せざるを得ない。望むべくは、この人ともあの人とも仲良く交際せざるを得ない。この意味において、セールズマンは現代人の一つの典型である。彼は特定の人との交際に執着する暇はない。のみならず、かかることは彼には許されない。何故なら、セールズマンの「交際」の目的は少しでも多くの人に彼の商品を売ることだからである。同時に、彼は人々との極めて短かい交際の中で、相手を理解しながら、自分の信頼すべき人格を相手に印象づけなければならない。何故なら、そうしなければ、彼の商品が売れないからである。¹⁾後述するように、セールズマン的生活態度が現代人の性格構造を形成するようになる。

かかる状況は、遅かれ早かれ、人々の意識にも反映する。人々は、他人との交際を、もう少し上手に操作しなければならない、と思うようになる。そして、幸いなことに、彼らのこの要求を満たしてくれる軽便な本を人はいつでも本屋で入手することが出来る。人が彼の緊急な要求を満たしてくれる本を直ちに入手できたということは彼の俸俸に属することではない。かかる要求は既に社会的なものであり、本屋はこの社会的要求を見越して一連の生活技術書を供給したまでである。

さて、以上のような現代の人間関係の状況から抽出できる現代的特質は、対人関係における人々の志向点は、現に眼の前にいる具体的特定者そのものではなくて、具体的特定者に何程か分有され、不特定多数者に共通されるような、より抽象的普遍的な何物かである、ということではなからうか。つまり、

「永遠の不安定と動揺」という状況の中で常に通用し、人々に価値あるものと認められ、従って、人々の愛着の対象となるものは、特殊なものではなくて普遍的なものであろう。使用価値ではなく、交換価値であり、特定者との恋愛の成就ではなく、恋愛の成就に表現された勝利であり、特異な個性ではなく、あの、いわゆるパーソナリティであり、生徒学生の特長能力ではなく、彼が勝ちとった点数であり、息子の現在の姿ではなく、息子の、将来における成功である。

私は、現代人の、このような愛着の対象を普遍者⁽²⁾と呼び、相互に普遍者を志向した社会関係を一心、普遍者関係と呼んでおこう。形式論理学に従えば、概念の普遍性（外延）が大となればなる程内包は小となり従って抽象的となる。同様に、社会関係において、人々が志向する対象が普遍的なものであればあるだけ、その対象の内容は、言葉としてはいかに美しくとも、貧しく、生気を欠いたものとなる。

さて、次に、普遍者関係の主要な例をとりあげて、説明しておこう。

従来、最も多く問題とされ、従って、最もよく知られた普遍者関係は売買関係、古典的な表現を以てすれば、「商品生産者たちのあいだの社会的関係」であり、この関係における普遍者は交換価値である。労働生産物が抽象的人間労働の産物としてもつ価値物としての側面である。交換価値即ち、所与の財貨が交換により他物獲得の手段としてもつ価値が人々を結びつける。言葉を換えて言えば、交換価値は一種の社会関係そのものである。ただし、それは通常人と人との関係そのものとして現象しないで、「物と物との関係という幻影的形態」として現象する。それはあらゆるセクショナリズム、国籍を超えた普遍者である。このことについては多言を要しないであろう。

なお、普遍者としての交換価値について次の点を指摘しておかなければならない。つまり、普遍者という、商品の本来的に社会的な性格は、商品が、総じて、私的諸労働の生産物であるという事実によって生ずるものである。⁽³⁾換言すれば、本来的に社会的な普遍者—商品⁽⁴⁾は私的な諸労働をその成立の前提条件とするのである。また言葉を換えて言えば、商品に体现される普遍者は商品が持つ社会的性格と私的性格の矛盾の産物である。

さて、普遍者関係の第二の例として、私は現代の市民生活における人間関係をとりあげようと思う。ここにおける普遍者は、かの「パーソナリティ」に体现された「交換価値」である。そして、このことについては、既に異った観点から、E. フロム⁽⁵⁾によって論じられているので、彼の所論を先ず参照しようと思う。

フロムは彼独特の、性格のタイプ分けを行なった中で⁽⁶⁾、近代にのみ支配的なタイプとして、「自己自身を商品として経験し、自己の価値を交換価値として経験することに根ざす性格の構え」を指摘し、これを性格の「市場向けの構え marketing orientation」と呼んだ。この定義から既に明らかなように、それは、近代の商品市場がもはや人々の集まる場所ではなく、抽象的非個人的な需要によって特徴づけられた機構であるという事実に根ざしている。つまり、性格の一タイプに市場という経済学用語が使われているのは、単なるアナロジーではなく、近代人における、この性格の構えの発展にとって、商品市場の経済的機能が基礎となり、主要な条件となっているからである。換言すれば、商品市場と、フロムの言う「パーソナリティ市場 personality market」は同一の法則に従うのである。

「事務員及びセールズマン、企業経営者及び医者、法律家及び芸術家、彼らはすべて「パーソナリティ市場」に現われる。彼らすべての物質的成功は、彼らの奉仕を必要とし、または彼らを雇う人々の個人的な受容に依存する。」「評価の原則はパーソナリティ及び商品の両市場において同一である。……両者における価値は交換価値であり、使用価値は必要条件だが十分条件ではない。……一方における技術及び人間的属性（使用価値の側面—引用者）、そして他方、成功の前提条件としての「パーソナリティ」（交換価値の側面—同上）の比率は雑多だけれども、「パーソナリティ要素」が決定的な役割をは

たす。成功は主として以下の如き諸条件に依存する。人が市場でいかに上手に彼自身を売るか、いかに上手に彼のパーソナリティに対する人気を得るか、彼はいかに「立派な包装 a nice package」であるか、彼は「陽気で cheerful」、健全で sound、活動的で aggressive、頼りになり reliable、意欲的で ambitious であるかどうか、なお、彼の家族的背景はどうか、どんなクラブに彼は属しているか、彼は「まともな人々 the right people」を知っているかどうか。望まれたパーソナリティのタイプはある程度人が働く特殊領域に依存する。株式仲買人、セールズマン、事務官、鉄道経営者、大学教授またはホテルのマネージャーの各々は異った種類のパーソナリティを提供しなければならない。と同時に、彼等は彼等の相異に関係なく、一つの条件を満たさなければならない。その一つの条件とは、需要があるということ (to be in demand) である。」

さて、商品は自己認識の能力を持たないが、人間はそうではない。人間が一般的に商品として評価される時、彼の自己認識の仕方もこの事実に従う。「私のなす事が即ち私自身である。I am what I do」という自己認識は今や時代遅れである。私は私のがたしうる役割の合計でしかない。つまり「私は貴方が望むようなものである。I am as you desire me.」自己認識の仕方はまた他者認識の仕方である。「人々の間の相異は、多かれ少なかれ成功的、魅力的であり、従って、有益であるところの、単なる量的相異に帰せしめられる。」

人間が、いわゆるパーソナリティの一要素としての「交換価値」＝普遍者として決定的に評価され、従って人々の自己及び他者認識の仕方はこの普遍者を尺度とした量的な理解の仕方ではない。ここに普遍者関係が成立する。

さて、最後に、フロムが、「性格の非生産的構え non-productive orientations」としてとりあげた四つの構え⁽⁷⁾の中で、市場向けの構えが持つ独自の性格を引用しておこう。それは、要するに、他の三者が「非生産的」とされながら、なお、人間の個有性乃至人間の刻印を帯びているのに反して、「市場向けの構え」が「可能的に人間が持つ何物」をも発展せしめないということであった。それは次のように説明されている。「その本性そのものは、特定のそして永続的な種類の関係がいささかも発展せしめられないこと、そして、態度の変化性 changeability そのものがこの構えの唯一の永続的な性質であること、である。……ある特定の態度が支配的なのではなく、その時々において望まれた性質によって最も迅速に満たされるような空虚が支配している。……市場向けの構えの前提は空虚ということであり、変化に対して従順でありえない、ある特定の性質の欠如である。と言うのは、特定の持続的な性格特性はいつかは市場の要求に合わなくなるからである。」

さて、普遍者関係が市場向けの構えという性格として固定化するという事実は、普遍者の養育所が存在することを暗示している。換言すれば、既に述べたように、普遍者関係が優れて現代的な要請であることが人々の意識に反映し、普遍者関係に関する教育がいろいろな場所で行なわれるに違いない。

フロムもまたこのことを指摘している。「ハンドバッグと同じように、人はパーソナリティ市場で売れっ子でなければならない。そして売れっ子であるためには、人はどんな種類のパーソナリティが最も需要があるかを知らなければならない。この知識は、幼稚園から大学までの全教育過程を通じて、一般的に伝達され、家族によって補足される。しかしながら、このような人生の初期の段階で獲得された知識だけでは充分でない。なぜなら、それは適応性、野望、他人の変化する期待に対する感受性などのような、ある一般的な性質のみを強調するから。」⁽⁸⁾

私が次の話題にしたいと思うのは、家族と学校、就中、親子関係と教師-生徒関係である。

先ず、親子関係について言えば、従来、親子関係(または、家族関係一般)の特色として説かれてきたものは愛情(英語では、love または affection)ということであり、また、しばしば、少年非行の重要な原因として、親子間に存在すべき愛情の欠乏ということがかなり無造作に(私にはそう思われるのだが)言われている。また、さまざまな人生案内書、身上相談、評論などにおいて、この語は人間関係

の特効薬のごとくに使われている。かかる現象に関して我々が注意を喚起しなければならないことは、第一に、愛情の言葉が横行するにつれて、それは愛情の経験から独立して、愛情の觀念のみを伴った単なる言葉となってしまう傾向があることであり、第二に、より重要なことは、豊かな経験から切りはなされた、単なる言葉としての愛情は、人々がその行為を愛情と意識するにもかかわらず、何か似て非なるものを象徴するものではなかろうか、ということである。

現在、愛情は無条件的な授受関係である、という考え方はもはや時代遅れのものとなってしまったようである。親は子に対して「そんなことではいけませんよ。」と言う。こんなおだやかな命令には子はなかなか服従しない。そこで親は「そんなことをするといい物をあげませんよ。」「そんないたずらをする子は母ちゃん大嫌い。」などと言う。つまり交換条件を出すのである。この交換条件を伴った命令を裏返すと「いい物をあげますからおりこうしなさい」「母ちゃんはおりこうしている人が好き」などとなる。M・ミードが言っているように、「お母さんは、子供がちゃんとオシッコの時間を教えたなら、子供をかわいがるのである。」⁽⁹⁾ 子供のためを思っているからこそ、子供を愛しているからこそ、かくも不断に苦言を呈するのだと親は考える。確かにそうである。子のことを思わなければ、人はかくもたゆむことなく、命令し、なだめすかし、時には、ヒステリックに叫ぶことはしない。しかし、この愛情は条件付きである。愛の条件性は次第に子供によって習得される。「子供が忘れてしまって、排便してしまう前に母親に告げそこねると、母親の愛情が薄らぐという罰を受ける。子供たちは、愛情とは、自分の行為によって条件づけられる性質のものだということを手ずで知っている。」⁽¹⁰⁾

ここに優れて現代的な親子間の愛情がある。親は一途に子のためを思い、子を受している意識しているにしても、それは、かつて言われていたような無条件的なものではなく、条件付きなのである。何故そうなったのだろうか。現代の親子間の、いわゆる愛情は何によって規制されているのだろうか。親はなぜ子供の顔を見ればごとを言わざるを得ないのか。親は子供達をどうしようというのか。そして、愛情とは無条件的なものであるという時代遅れの考え方に固執するとすれば、現代のいわゆる愛情は何と呼ぶのが適当であろうか。

これら一連の設問に対する解答は、基本的には、家族が、孤立した、「自給自足的な」小世界ではなく、社会内の一小部分であり、家族生活が社会内の諸制度に機能的に依存しており、従って、家族生活がそれら諸制度の要請を満たすべく行なわれなければならないという事実に依存する。家族が社会内の一小部分であり、諸制度に依存しているという事実は表面的に見れば、すべての時代及び社会に共通した普遍的な現象のように見えるが、社会と家族との関連の仕方の内部に立入ってみると、それは時代と社会の相異によって、さまざまな、時には、本質的な相異を示している。家族の社会に対する依存はさまざまな社会において単に程度の相異であるばかりでなく、それは日本社会の、封建社会から近代社会への推移に示されたように、ある意味で本質的な相異を示している。つまり、日本封建社会及び、明治以降の、いわゆる封建遺制においては、家族関係（特に、親子関係）の結合原理が、事実上及びイデオロギー上、社会内の諸関係に拡大されていた（つまり「日本社会の家族的構成」）のであって、イデオロギーの問題としてのみ言うならば、社会は、言うなれば、一つの大きな家族の如きものであった。つまり、社会はイデオロギーによって粉飾された家族的結合原理以外の結合原理を持たなかったと言ってもよい。

このような社会における、子供の養育方法は近代のそれとは本質的に異なる。そこでは、子供が成人した時に身につけるべき、家族関係と完全に異質な人間関係の原理が存在しない。従って、親は、子を溺愛するか、いわゆる家族的イデオロギーを子に注入すればよい。イデオロギーの問題としてのみ言えば、かかる社会においては、社会が家族に依存していたのである。より正確に言えば、イデオロギー上、国家が家族を利用していたのである。

近代化の過程は、上記の如き、家族と社会の関連の根本的変革の過程を意味している。先ず、家族機

能の側面について言えば、近代化に伴う家族機能の縮小という現象によって、家族の諸活動（その中核たる生産経済的活動）が家族外の諸制度に移譲され、家族生活は機能的に大きく家族外の諸制度に依存するようになった。⁽¹¹⁾このような、家族の機能面の変化は家族関係を変化せしめる客観的基盤をなしている。つまり、家族生活が大きく家族外の諸制度に依存するに至って、従来の、家族的な結合原理とは異質な、市民社会の結合原理が、家族外の、市民生活の領域に支配的になってきたのみならず、家族内にまで浸透し始めたのである。⁽¹²⁾従って、かつては、家族的な結合原理が社会全般に拡大され、かかる状況を合理化したイデオロギーが支配していたのに対して、今度は逆に、自由平等な個人間の結合という市民社会の原理が、かつて家族と家族とを隔離していた社会的な壁を破ったのみならず、同一家族内の人間関係をも規制しようとしているのである。

このような、家族と社会一般の関連の根本的变化につれて、家族における子供の教育もまた根本的に変化せざるを得ない。即ち、自由平等な諸個人間の結合という、市民社会の不特定多数との結合の様式を、子供が一人前になるに先立って体得することが家庭教育の目標となる。この教育は親子という特定者間の、自然な上下関係（ほぼ一世代という年令の相異を基礎とした上下関係）の中で行なわれる。つまり、この教育はあくまでも基本的には私的な枠の中で、特定者間において行なわれるのであるが、しかもその教育の内容は、私的な枠をはなれた、不特定多数との結合の様式をめざしているのである。

さて、以上が封建社会から近代社会への推移に伴う、家庭教育の変化の史的素描である。この必要な回り道の後で、本筋たる、現代の家庭教育の状況に立返えることにしよう。

家族生活の、諸制度（企業、学校、国家及び地方公共団体、特に、社会保障制度、諸々の娯楽機関等々）に対する依存の度合はますますはげしくなってきた。つまり、核家族の生活の社会化の状況は日本においても顕著になってきた。これをまた換言すれば、家族は諸制度の要請に合せて自己の生活を維持せざるを得なくなった。即ち、家族がその経済生活を維持するためには、企業等の要請に従ってその生活を律し、また各地を流浪しなければならぬ。失業及び不慮の災害等による生活の困窮を私的に解決する余裕は薄れており、それは社会的に、つまり、国家及び地方公共団体の援助によって解決されざるを得ない。教育の大半もまた既に社会化されている。教育の目標は私的な人間、つまり、特定の人々（例えば、親）の要求に合致する人間を作ることではなく、この変転極まりない社会の一般的諸要求に合致する人間を作ることではかない。

従来、家族社会学（特に、アメリカ家族社会学及びその亜流たる日本家族社会学）においては、家族生活のこの弱体化（つまり、家族がその物的生活を維持するためには、外部に依存せざるを得なくなったという意味での弱体化）は諸制度によって補強されるものと説明されてきた。この説明は、確かに、当を得たものであった。つまり、このことは特に、社会保障制度において最も明確に視取される事柄なのであるが、社会保険、公的扶助、社会福祉などにおける国家及び地方公共団体の政策の意図は、生活の社会化状況の進展につれて、もはや生活の困窮を私的に解決することが事実上出来なくなった（このことは、日本の場合には、いわゆる家族制度の解体ということと関連する）ため、資本主義社会の基本的単位たる、換言すれば、私有財産がになられるべき、家族を保護することにあつたと思われる。⁽¹³⁾このことは私的な家族生活の中に、国家の政策として意識的に社会性を持たんだことを意味する。このことはまた、資本主義社会の基本的原則たる生活個人責任の原則の一部分を意識的に破らざるを得なかったことを意味する。

さて、家族は社会的に保護されるものとなった。しかし、それは十分に保護されているであろうか、つまり、国家は生活の社会化状況に対応した法制を整備しつつあるが、それははたして生活の社会化の実際に見合ったものであろうか。法制としての社会保障制度の現状の詳細については法律学者の所論にまたなければならない。当面私が問題にしうことは、生活の社会化に対応した国家の諸政策は、資本

主義国では、必然的に私有財産制という基本的な枠の中で行なわれざるを得ないということ、そして、社会化と私的所有制とは基本的には矛盾するものである限り、社会化状況に対応した諸政策は私的所有制という枠によって一定限度以上の進展を抑制されるだろうということ、従って、両者の間には、生活の社会化の実際とはややかけ離れたところで、一種のバランスがとられざるを得ないということであり、その結果としてこの事実が親の意識にどのように反映し、従って、家庭教育をどのようなものにしていくか、ということである。

現在、親達は、社会の諸機関（例えば、国家、学校等）が彼等の子供達の将来の生活のための最終的な拠り所となっているとは思っていない。社会保障制度が、人々の現在及び将来の生活の拠り所となるという方向を示すものだという知識は持っているにしても、彼等は現在、この点において国家又は学校を全面的には信用してはいない。資本主義諸国においても、「子供は社会の子だ」というかけ声がかかるにしても、子供はやはり最終的には、個々の家族の子でしかない。社会保障制度、義務教育制度、学校による就職の斡旋などによって、子供の将来はある程度諸制度に依存しうようになったが、子供の将来への備えは、やはり大部分、家族経済を単位として行なわれている。義務教育に対する困庫負担は増加されているにしても、家庭又はその延長において行なわれる教育に要する費用、即ち家庭教育費が、特に、新中間階級において、それ以上に増加している。⁽¹⁴⁾

要するに、家族生活の社会化によって、家族は諸制度に大きく依存せざるを得ないにもかかわらず、諸制度は生活の社会化の実際に充分合致しうる程度に、換言すれば、人々の生活の最終的な拠り所となりうる様に、整備されていない。とすれば、人々は、再び既に小型化して経済的基盤の稀弱化した家族を生活の最終的な拠り所とせざるを得なくなる。このような、家族への「回帰現象」⁽¹⁵⁾によって家族は大きな負担をかけられることになるのであり、この事実が現在の家族の病理の一つの大きな原因となっている。

このような事実由来する家族病理を家庭教育の側面についてのみ問題にしよう。とにかく、親達は子供の教育を学校にだけ任せておくのは充分でないと思うようになる。何故なら、子供の将来のための最終的な拠り所は家族なのであって、この競争のはげしい社会において、子供の将来を決定するものは最終的には家族の経済力、親の教育熱心、子に対する親のしつけだと考えられる。しかしながら、親は既に子供が身につけるべき知識及び行為様式を、具体的に示しながら教える能力を欠いている。何故なら、世襲制は既に崩壊してしまって、親は子の将来の職業に関する知識を持たないのみならず、子が将来何になるかは親にも子供にもわからない。そして、現代において、子が成功するために身につけるべきことは、既に述べたように、性格の「市場向けの構え」として固定化するような、現代の社会構造に見合った行為様式でしかない。それは、この「永遠の不安定と動揺」の中で、いかなる特殊者にも執着せず、すべてのものに適応しうるといふ行為様式である。このような行為様式を最大限にそなえた者が最高の成功者となる。この事実は親の意識にも反映せざるを得ない。親はジレンマに立たされる。親は、個人的には子を受容し受け入れ、専ら親に愛着を感じる子を望むとしても、そのような子は社会的な「規格」に合わなくなる恐れがある。親は子をつき放さなければならない。そして、子はすべての人に即座にそして適度に愛着を示しうるといふような行為を身につけなければならない。親はこのような知識を子供の個々の体験を通じて具体的に示すのではなく、一般論として教えるのである。つまり、子供は彼等の将来のために（現在のためではなく）「人間関係学」を幼い日から学ぶのである。このような事実規制される親子関係もまた一種の普遍者関係である。家庭教育を通じて示される親の子に子する志向点は子そのものではなく、子に体现される普遍者、つまり、子が「市場向けの性格」を身につけることによって勝ち取ることが出来る、将来の成功（または将来の生活の安定）である。

要するに、親の子に対する志向点は条件付きの子、つまり、普遍者を体现しつつある子なのである。

そのような子は日々、全面的に受け入れられまた与えられる愛情によってではなく、条件付きの愛情によって教育される。従って、愛情とは無条件的なものだというや旧式の考えに固執するとすれば、ここに見られる親子関係の特質を愛情と呼ぶにはふさわしくない。その実体は普遍者関係である。

親は普遍的に通用する現代生活の智慧を子に注入しなければならない。子供の特性をのぼすなどということはもはや時代遅れである。子供にとっては、親から絶え間なく抽象的な命令を受けることははなはだ面白くない。しかし、この命令に従わないと親の「愛情」を失う恐れがある。従って、彼が選ぶ道はこの命令に従うか、親との「愛情」の授受関係を絶ってしまうかである。親としては、子のためを思うからこそ、そうせざるを得ないのである。親にとってはそれは子に対する愛情だと意識される。そして、親の立場のジレンマ及び愛情の条件性の根源を理解しうる親は少なくないにしても、それらのことを理解して、親に同情しうるような子は極めてまれなのである。

さて、次に私は現代における教師生徒関係の状況についても簡単にふれておきたいと思う。この関係においても、学校教育において、生徒学生が彼等の現在の生活のために行なう諸活動を評価するという視点が次第に薄れて、彼等の諸活動が専ら彼等の将来のための一般的可能性として評価されるようになって、普遍者関係としての色彩を強めてきた（勿論、教育は本来学生生徒の未来の生活のために行なわれるものであるが、それは学生生徒の現在を無視してよく行なわれうるとは考えられない。）。この関係における普遍者は、親子関係の場合と同様に、学生生徒が将来実現すべき成功（または生活の安定）のための一般的可能性であり、現在においてそれを象徴するものは点数である。学生生徒がもつ質的相異はすべて点数という量的相異に還元される。そして、第二次大戦後の教育改革において、教育の画一性を救い、生徒の特性をのぼすものとして導入された課外活動は心ある生徒からは、不都合なものとして敬遠される。教師もまた、いわゆる有名校であればあるだけ、優秀な生徒がクラブ活動という協道にそれることを思いとませようとする傾向がある。このような教育は当然生徒一般にとっては面白くなくなる。丁度、一部の大人が株価の騰貴下落に一喜一憂しうるように、成績点数の騰貴下落に一喜一憂しうるような、言うなれば一種の余裕のある生徒を除いては、学校は面白くない所となる。そして、生徒一般にとって教師は敬遠すべき存在となる。心ある教師は現代教育のジレンマを意識して悩むに違いない。そのような教師にとって、差当りの救いの道は、教師の立場のジレンマ、即ち、現代社会の教育の病理を生徒に理解させることであろう。つまり、教師が持つ矛盾を生徒自身の問題として生徒に自覚せしめるのである。しかし、教師の立場を理解しうる生徒は極く少数であろう。仮に生徒がそれを理解し得たとしても問題が解決したわけではない。唯、現代社会の矛盾の一部が生徒に意識化されただけである。

さて、私は以上において、四種の普遍者関係を指摘した。なお、この他に、普遍者関係としての色彩を濃厚にしつつある社会関係を指摘しうると思うが、⁽¹⁰⁾私の当面の問題意識にとっては以上のことで充分であろう。

本章の最後に指摘しておきたいことは、既にある程度述べられているように、普遍者関係は、基本的には、生活の社会化状況と私有財産制度という枠組との矛盾の産物であるということである。つまり、生活は広範囲に社会化されているにもかかわらず、それに対応した新たな制度が創設されないで、生活は依然として最終的には私生活を基盤として行なわれるとすれば、人々はこの弱体化した私的領域を基盤として、変転きわまりない社会で存続するための懸命の努力をしなければならない。現在のためではなく、ひたすら将来の安定をめざして。現在はあくまでも手段である。子供は子供ではなく、将来の大人である。⁽¹¹⁾社会保障制度はこの矛盾を緩和する方向にあるにしても、それは、既に述べたように、必然的な制限を受けているのである。

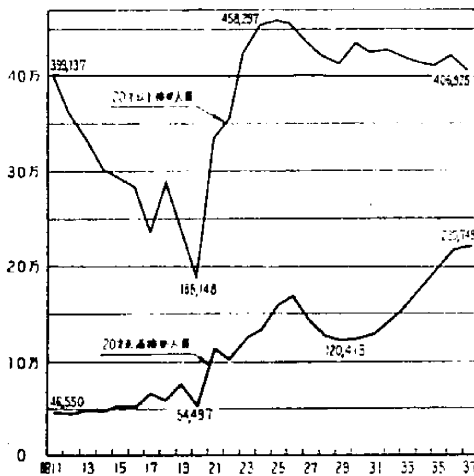
さて、以上のような、優れて現代的な病理としての普遍者関係が少年非行とどのような関わりを持つか、ということが次章の問題である。

3 普通者関係と少年非行⁽¹⁾

少年非行に関する科学的認識が深まるにつれて、少年非行とは特殊な行為様式ではなく、その萌芽形態としては、そこにもここにも見出しうるようなものであり、非行少年とは救うべからざる特殊な少年ではなく、極く普通の少年と思われる者ともすれば非行に走りうる可能性を持つものだという認識が次第に一般化しつつあるように見える。⁽²⁾このことは更に現代社会における非行原因の偏在性を示している。つまり、失業、貧困、欠損家庭などという、比較的早くから注目され、比較的是っきりとした非行要因のみならず、一般人には、「普通」と「異常」とを判然とは区別出来ないような所にも非行要因がひそみうる状況にある。私が以下において取扱おうとしているものも、一般人には判然とは区別できないような種類のものである。

さて、普通者関係と少年非行との関連を想定せしめる、さしあたりの資料として、日本における少年非行の動向、その現状と特質を概観してみよう。

第1図 刑法犯検挙人員の推移



(中央青少年問題協議会編「青少年白書」
1963年版、278頁より)

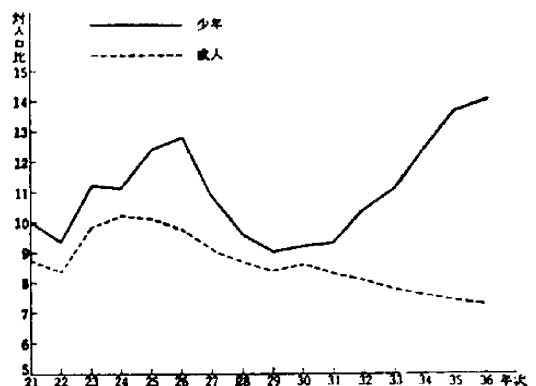
つまり、俗に犯罪少年と呼ばれている者で、14才未満の触法少年を含まない。)と成人に分け、それぞれを同年令の有責人口千人に対する比率で表わして、その年次変動を示したものであるが、この図において、人口比率で見た場合、戦後においては成人よりも少年の犯罪が多いことがわかると共に、前記(3)の特徴をよりあざやかに視取しうる。

戦後、少年及び成人の犯罪が共に急激に増加した後、昭和二十六年を転機として両者共急激に減少し始めた原因として、経済生活を中心とした、社会生活全般の安定ということが考えられた。⁽³⁾事実、昭和34年版の国民生活白書は、戦後において消費水準がはじめて戦前水準(昭和9~11年平均)をこえたのは昭和28年度であるが、ほぼこの時期を境として、それ以前と以後とでは、戦後における国民の生活様式や、生活態度の変化に伴う消費革命ともいわれるような構造的変化が

第1図は、戦前戦後を通じた、刑法犯検挙人員の推移を、20才未満と20才以上に分けて示したものであるが、この図において、当面、注意すべき事項は次の3点である。

(1) 第2次大戦後、急なカーブで上昇した少年非行は、昭和26年を頂点として急速に下降をはじめた。(2) しかし、昭和29年をカーブの谷として翌30年から再び上昇の気配を見せ、32年以降かなり急なカーブで増加の一途をたどっている。(3) しかも、戦後、30年までは、少年と成人の曲線が同じような動向を示していたのに対して、31年以降、成人においては、多少の動揺を見せながら年々減少の傾向にあるのに反して、少年においては、急激に増加するという相反する動きを示している。更に、第2図は刑法犯で検挙された者を14才以上20才未満の少年(つ

第2図 刑法犯検挙人員対人口(1000人)比率、年次曲線



(山口幸吉「少年非行」紀伊国屋書店、1963年、31頁より転載)

認められること、そしてその最も顕著な例は、家庭用耐久消費財の急速な普及であり、教育および教養娯楽関係に対する支出の増大であることを指摘している。(4)戦後、昭和26年までの、少年非行の第一の増加期において、非行要因の中心をなしたものは、経済生活を中心とした社会生活全般の混乱にあり、(このことは、この期において成人の犯罪も同様に増加していることによっても確かめられる)、かかる非行要因の消滅によって、27年以降、非行数が減じたものであるとすれば、31年以降の少年非行の第2の増加期における非行要因として、なお失業・貧困などの経済的要因は残存するにしても、何かこの他の要因がその比重を増してきたことを物語る。また、この時期に、成人の犯罪が減少傾向にあるにもかかわらず、少年のそれが増加していることは、少年と成人とを犯罪に導くメカニズムが異っており、この時期においては少年のみを犯罪に導くメカニズムを形成しやすいような要因の比重が増したことを物語っている。ところで、未成年者と成人との基本的相異は、社会的規範が、成人においては、程度の相異はあるにしても、既に内面化されているのに対して、未成年者においては内面化の過程にあるということであろう。従って、未成年者の非行の要因として直接に関わりを持つものは、内面化を行なうべき場所における人間関係、例えば、親子関係、教師生徒関係などであろう。

次に、最近における少年非行の特質を概観しておこう。

犯罪白書(昭和38年版)は、最近における少年犯罪の特色として次の七項目を掲げている。(5) (1) 行為の悪質化、(2) 犯罪の集団化、(3) 累犯少年の増加、(4) 年少少年犯罪の増加、(5) 在学少年犯罪の増加、(6) 中流層出身犯罪少年の増加、(7) 大都市への集中化。これら七つの特色はすべて多少とも本稿の問題意識と関連することと思われるが、以下では、これらのうち本稿の問題意識に直接かつ深く関連すると思われるもの、つまり、年少少年犯罪の増加、中流層出身犯罪少年の増加、在学少年犯罪の増加、の三者のみを問題にしようと思う。

第1表は、昭和31年から37年までの7年間に、刑法犯で警察に検挙された14才以上の少年を、年長少年(18~19才)、中間少年(16~17才)、年少少年(14~15才)の三段階に分けて、その分布を示したものであるが、この表において、年少少年犯罪の増加を示すものとして指摘すべき事は次の三点である。(1) 昭和37年には年少少年が数の上で最も多い。(2) 従来上昇の一途をたどっていた年長と中間少年の傾向が37年においては、数の上でも人口対比率でも対比率指数でもはじめて停滞または下降のきざしをみせている。(3)、総数の順位が昭和36年までは、年長—中間—年少少年の順で推移してきたものが、37年にはじめて、年少—年長—中間少年の順に変わっている。(6)

少年非行の低年齢化現象は14才以上の犯罪少年においてのみならず、触法少年(14才未満の刑法犯)、

第1表 刑法犯年齢別検挙数

昭和	(実人員数)			(人口1,000人当たりの率)		
	14~15才	16~17才	18~19才	14~15才	16~17才	18~19才
31年	22,316	30,141	48,301	5.6	8.9	14.0
32 "	26,278	38,254	49,770	6.7	10.2	15.2
33 "	29,260	44,114	51,005	7.5	11.2	15.2
34 "	35,897	47,111	56,610	10.0	12.0	15.1
35 "	35,375	50,558	61,966	11.4	13.2	16.1
36 "	44,909	51,217	62,758	11.7	14.2	16.1
37 "	60,615	43,089	59,237	12.7	13.9	15.5

註、昭和37年は上半期分よりの推測概数

(犯罪白書、昭和38年版228頁より)

虞犯少年においても認められる。触法少年は昭和31年には26,663人であったが、その後毎年増加して、37年には62,300人と、7年間に2倍半の増加を見せている。また14才未満の虞犯少年は、昭和32年には119,177人であったものが、36年には156,747人と3割強の増加を示している。また警視庁の統計によれば、同庁管内各所轄警察署に保護された14才未満の家出少年は、最近5年間に57%の増加を示している。(7)

なお、年少少年の犯罪及び虞犯行為の内容について一言すれば、14才未満の触法行為については昭和36年において、窃盗が大部分で86.3%を占めており、年令が高くなる程、窃盗の割合が減少して、粗暴犯その他の犯罪が増加しており、年次変化を見ても、年少少年による窃盗が32年以降増加の一途をたどっているが、なお、粗暴犯のうち恐かつ、暴行も累年増加の傾向にある。従って、年少少年がなじみやすい罪種は窃盗だと考えられるが、同時に、年少少年の行為の質が悪質化という点で年長少年に近づいてきていることが統計上示唆されている。次に、虞犯行為の内容についてみると、14才未満の少年の虞犯行為としては、数の上では昭和32年から36年にかけて、怠学、怠業が常に最も多く、36年では26.8%を占めている。なお、統計上、やや年長の少年の特色であると考えられる虞犯行為が年少少年において増加する傾向がみられる。即ち、喫煙が昭和36年には32年の3倍強、凶器所持が2.5倍強、不良交遊が1.3倍に増加している。つまり、ここでも、年少少年の行為の質が年長少年に近づいてきていることが示唆されている。(8)

少年非行の低年令化、怠学、怠業、窃盗などを特色とする年少少年の非行の増加、年少少年における喫煙、不良交遊、粗暴行為などの、より悪質の行為の増加傾向、これらは年少少年の社会的成熟度が早まったことと、深い関連をもつものであると、犯罪白書は指摘しているが、(9)元来、少年の年令が低ければ低い程、彼らの、家庭及び学校という比較的狭小な生活領域に対する依存度、逆に言えば、家族及び学校が彼らに及ぼす影響は大きいと思われる。

従って、犯罪行為、触法行為、虞犯行為の低年令化という現象はそれだけ少年に対する家庭及び学校の影響が減退し、彼らが家庭及び学校の保護をはなれて直接社会的な悪影響を受けていることを暗示する。つまり、少年犯罪の低年令化、年少少年犯罪の悪質化という現象に関しては、家族及び学校などにおける人間関係がより問題とされねばならないだろう。

さて、最近における少年犯罪の特質として第二に問題としたいと思う事項は、在学少年犯罪の増加である。第2表は刑法犯少年の職業別構成の年次変化を示したものであるが、この表で先ず指摘できることは、学生生徒による犯罪の著しい増加である。昭和26年から29年にかけての少年犯罪総数の減少期においては、学生生徒の犯罪数及び構成比はやや停滞しているのみで、この時期における少年犯罪の減少は有職少年及び無職少年による犯罪の減少によることがわかる。そして少年犯罪の第2期の増加においては、有職少年及び無職少年の犯罪は減少乃至停滞傾向にあり、ひとり学生生徒による犯罪が激増して、この時期における犯

第2表 刑法犯(触法を含む)

少年の職業別構成及びその推移

昭和	学生生徒		有職少年		無職少年	
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)
24年	34,136	26.0	52,052	39.2	42,447	32.2
25 "	49,258	31.0	61,953	39.2	43,295	27.3
26 "	59,702	35.9	67,605	40.6	35,338	21.2
27 "	53,618	37.4	56,898	39.6	29,162	20.4
28 "	48,166	38.2	49,067	39.2	25,660	20.0
29 "	47,154	39.2	45,956	38.1	24,918	20.7
33 "	63,708	41.0	59,768	38.4	29,882	19.2
34 "	(38,001)	(45.9)	(28,337)	(34.2)	(15,384)	(18.6)
35 "	(45,995)	(47.9)	(33,852)	(35.2)	(15,045)	(15.7)
36 "	114,640	53.0	75,217	34.7	26,354	12.2
37 "	128,618	58.3	67,997	30.8	23,966	10.8

注 ① 「青少年白書」1956年、1959年、1960年、1962年、1963年版より作製

② ()内の数字は、34年度及び35年度の1月から6月までの状況である。

③ この表では、その他に属するものが省略してあるので構成比の合計は100%にならない。

第3表 学校別検挙人員および率

(昭和32~36年)

昭和	小学生	中学生	高校生	大学生	計
32年	89,230 (6.9)	153,335 (26.8)	104,518 (36.1)	8,549 (14.0)	355,632 (16.0)
33年	93,084 (6.9)	165,137 (31.7)	115,767 (38.0)	7,406 (11.4)	381,394 (17.0)
34年	103,664 (7.8)	182,175 (35.2)	127,918 (40.0)	8,642 (12.8)	422,399 (18.8)
35年	117,746 (9.4)	212,896 (36.1)	145,519 (45.1)	9,052 (12.8)	485,213 (21.6)
36年	105,305 (8.9)	257,739 (37.2)	153,216 (49.1)	7,685 (9.2)	523,945 (23.1)

- 注 1. 犯罪白書(昭和38年版)P234より作製
 2. この数は、刑法犯、触法、く犯の三者の合計である。
 3. ()はそれぞれの学生生徒1,000人に対する率である。

に比べて、犯罪ないし非行の率が高くなっているということになる。この現象について決定的な判断を下すことはできないが、しばしば指摘されているように、上級学校への入学試験競争の激烈化に伴い、脱落者が多くなっていること、私自身の言葉で言えば、教師生徒関係における普遍者関係の色彩の激化、と無関係ではなからう。事実、教師生徒関係の悪化ということが最近顕著になっており、昭和37年には31年に比較して、同一学校の教師に対する暴力事犯が8・7倍という増加を示しているという。(11)

最近の少年非行の特質として第3に取上げたいと思うのは、中流層出身犯罪少年の増加ということである。第4表は少年刑法犯検挙人員を犯罪少年の家族の経済状態によって5段階に分類して示したものであるが、気付かれることは、犯罪の大半を占めるものは、いわゆる下流、中流出身の少年であり、しかも両者共に実数の上では顕著な増加を示している。しかし、増加率のより著しいのは中流層出身の犯罪少年であることである。いわゆる中流層出身の犯罪少年の増加率が最近特に著しいことは第3図においてより明瞭に視取しうる。

以上に示した事実を以て少年非行の階層別特質を判断するにはなお問題点が残る(例えば、

罪総数増加の主因をなしている。

同年令の者であっても、少年が大人と同様に働いているかまたは親の経済的保護の下に在学しているかによって犯罪ないし非行に著しい相異が現われる(しかも、一応現在のところ親の保護下にあると考えられる在学少年の犯罪の増加という形で)ということは、一応物質的に満ちたりながらなお現状に満足しえない、優れて現代的な少年像を想像せしめる。

次に、第3図は在学少年を更に学校別に分類して、その年次変化をみたものであるが、この表で特に注意すべきことは、犯罪白書(昭和38年版)が指摘する如く(10)、高校在学生の犯罪ないし非行の増加である。つまり、中学在学生の犯罪ないし非行の増加は、前述の年少犯罪少年の増加傾向と軌を一にするもので、これに関連して理解されるが、高校在学生に対応する中間ないし年長少年の犯罪は、既にみた如く、必ずしも増加傾向にはない。従って、高校進学者の方が、そうでない者

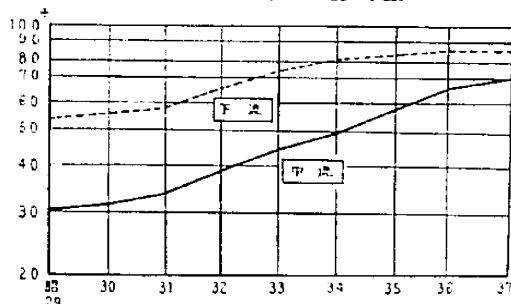
第4表 経済階層別少年刑法犯検挙人員

(昭和31~37年)

昭和	総数	極貧	下流	中流	主流	極富
31年	100,198 (100.0)	7,865 (7.8)	58,412 (58.3)	32,940 (32.9)	985 (1.0)	23 (0.0)
32年	113,739 (100.0)	7,528 (6.6)	65,769 (57.8)	39,418 (34.7)	1,001 (0.9)	24 (0.0)
33年	124,083 (100.0)	8,011 (6.5)	70,806 (57.1)	44,008 (35.5)	1,229 (1.0)	29 (0.0)
34年	139,453 (100.0)	8,436 (6.0)	80,405 (57.6)	49,378 (35.4)	1,181 (0.8)	31 (0.0)
35年	147,754 (100.0)	7,549 (5.1)	81,705 (55.3)	57,100 (38.6)	1,380 (0.9)	20 (0.0)
36年	158,739 (100.0)	6,892 (4.3)	85,243 (53.7)	65,096 (41.0)	1,480 (0.9)	28 (0.0)
37年	163,373 (100.0)	6,515 (4.0)	84,841 (51.7)	70,163 (43.1)	1,820 (1.1)	34 (0.0)

注 「犯罪白書」昭和38年版P235、「青少年白書」1963年版P287—8より

第3図 生活程度別刑法犯少年数



(青少年白書1963年版P288より)

とみるべきであろう。」⁽¹²⁾ という指摘を正当化しうる。また別の引用を以てすれば、「概してたべて行けないための犯行よりも、消費ブームに刺激されたから、あるいは家庭教育がふじゅうぶんであるからの非行が多いことに注目しなければならない。」⁽¹³⁾ ということにもなる。

私は以上において少年非行の動向、その現状と特質を概観した。昭和26年から29年に至る少年犯罪の減少期の後をうけて、最近では、成人の犯罪が減少傾向にあるにもかかわらず、少年犯罪が急激に増加していること、少年犯罪の低年齢化、在学少年犯罪の増加、中流層出身少年による犯罪の増加。これら一連の最近の現象は、直ちに少年非行と普遍者関係との連関を実証しうるものではないが、それらは、既にそれぞれの場所で指摘されたように、少年非行の、最近ますますその比重を加えつつある社会的要因として、普遍者関係を想定するのに十分な資料となりうる。そして、これら一連の現象において共通に指摘されたことは、家族及び学校などの養育または教育の場における人間関係がより問題となってきたと思われること、しかも、失業、貧困、欠損家庭というような、一見して明らかな悪環境が問題であるよりも、むしろ、感覚的に把握しにくく、一見極く普通だと思われる家庭または学校の人間関係がより問題となってきたと思われることとであった。

このような、新たに問題となってきた病理的人間関係の実体を、私は普遍者関係と呼んだのである。

本稿はひとまずここで終らざるを得ない。上記の如き病理的人間関係の実体を普遍者関係として主張しうるためにはなおより徹視的な資料が必要であろう。より徹視的な資料による実証に関しては、他日を期すほかない。本稿はひとまず前編として仮説の提出にとどまる。(1964年11月17日)

註 釈

1 現代の問題としての少年非行

- (1) 副島和穂、「誤った少年非行対策」一原因究明より行動の法則を知れ—(「朝日ジャーナル」1964年8月30日号)
- (2) S. and E. Glueck, Family Environment and Delinquency 1962
P. M. Symonds, The Psychology of Parent-Child Relationship 1939.
F. I. Nye, Family Relationships and Delinquent Behavior 1958
- (3) 私は、かつて、不十分ながら、アメリカ社会学(特に家族社会学)の理論体系中の愛情 love の語が象徴する社会的実体を抽出するという作業を試みたことがある。拙稿、「経験主義・主観主義・相対主義—アメリカ家族社会学批判—」(「ソノオロジ」誌特集号、白井教授退官記念特集号 1964年 359—373頁)

2 普遍者関係—現代の病理に関する一つの仮説—

- (1) このような現代の人間関係が、セールズマンにおいて典型的に示され、従って、他の多くの人間関係にも多かれ少なかれ指摘できることは後程明らかにされるだろう。
- (2) この言葉で以て私が表現せんとしていることは、既に、ゲゼルシャフト関係、又は、人間関係における人格の部分的参与 (partial personality involvement) として、表現されているものであるが、私は私の問題意識

上、あえて、この言葉を使用せんとしている。なお、普遍の範囲は差し当り、全体社会としての国民社会としてよい。従って、全体社会が歴史的に、国民社会から国際社会に変化すれば、その範囲もこの変化につれて変化するだろう。

- (3) 「諸使用対象が商品となるのは、総じて、それらが相互に独立して営まれる私的諸労働の生産物であるからに他ならない。」(傍点は原著者) K・マルクス 長谷部文雄訳「資本論」第1部 上、173頁、青木書店
- (4) 勿論、商品が価値物となりうるのは、それが同時に有用物であるからであり、この意味で、厳密には、普遍者＝商品ではなく普遍者＝交換価値である。ちょうど、商品は個々の特定の欲求に対する有用物という側面を含むことによって、価値物となりうるにもかかわらず、商品生産者にとっては、専ら価値物としての商品が意識されるのと同様に、人間は特殊者と普遍者という両契機を含むにもかかわらず、現在、特殊者を顧慮しないで、乃至特殊を媒介としないで、普遍者のみが意識されがちであるというのが私の主要論点である。
- (5) E. Fromm, *Man for Himself* 1949 なお、リースマンの、「他人志向型」の性格の概念も同一現象を異った観点からみたものと思われる。D・リースマン、佐藤毅、滝沢海南子訳、「性格構造に関する一考察」(「個人主義の再検討」1954年上パトリア書店所載)
- (6) cf. E. Fromm, *op. cit.* chap. III. 2. Personality b Character
- (7) フロムは、性格のタイプを先ず、「生産的構え」と「非生産的構え」に分け、後者を更に、(a), the Receptive Orientation, (b) the Exploitative Orientation, (c) the Hoarding Orientation, (d) the marketing Orientation に分類している。Ibid.
- (8) なお、フロムはこの後に続けて、絵入り雑誌、新聞、ニュース映画、絵入り広告、映画などが、一般人に対して、成功した人の写真及び人生記を示すことによって、望まれたパーソナリティ様式を伝達する手段となっていることを述べている。Ibid. P71. -2
- (9) M・ミード、田中寿美子、加藤秀俊訳、「男性と女性」下 41頁 創元社
- 00 同上
- (11) 家族社会学において、家族機能の縮小として扱われているものは、現在、盛んに論じられている社会保障の理論において、生活の社会化と言われるものと同一のものである。両者は、同一現象を異った問題意識からとらえんとした二つの概念である。
- 02 第2次大戦後の日本において、「家庭の民主化」というスローガンが掲げられたが、これは、基本的には、市民社会の結合原理の家族への侵透として扱われるだろう。
- 03 社会保障制度は、国家のこのような意図の産物であると共に、労働者階級の権利闘争の産物でもあることにも留意すべきである。
- 04 文部省、「父兄が負担する教育費」35.4-36.3を参照
- 05 ドイツの社会学者、シュルスキーは、一旦、家族から、諸制度へ移譲される方向にあった家族機能が、諸制度の不整備のため、再び家族によって負担されていること、人々が再び家族という私的で狭小な場を生活の最終的な拠り所と意識する傾向にあることを指摘している。H. Schelsky, *Changing Family Structures under Conditions of Social and Economic Development* 1958. P7-8
- 06 例えば、恋愛関係もまた普遍者関係的な色彩を帯びたものになりつつあることは、M・ミードの前掲書に詳述されている。つまり、いわゆる恋愛はアメリカにおいては特殊者との関係ではなく、一種の見せ物 (show) であるとミードは語っている。また、田中寿美子は、「デイトの決まった男女は勝者として評価される。」と語っている。田中寿美子「新しい家庭の創造」40頁
- 07 M・ミードは、「この幼児経験というものは、実は現存するほとんどのアメリカ人が現実には持たなかったものだ」(op. cit. P27) と語っているのは、普遍者関係としての親子関係のことを指摘したものであろう。

3 普遍者関係と少年非行

- (1) 本章は、第2章において提出された、優れて現代的な社会病理としての普遍者関係を、少年非行という病理現象において検証しようという意図の下に書かれたものであるが、この検証を充分行なうためには、このような意図に基いた私自身の調査をまつ外はない。従って、私自身の調査が行なわれていない現段階においては、検証方

法は極く概括的であり、唯、普遍者関係と少年非行の関連を想定せしめるに充分な一般的条件を指摘することとまることをあらかじめことわっておきたい。

- (2) 例えば、科学警察研究所防犯少年部長、三宅守一編「犯罪と欲望—現代の社会悪と少年非行—」（内田老鶴圃昭和36年）（この本は一般人向きの啓蒙書であるか）のまえがきにおいては「一般に犯罪も非行も、非常な特殊な行為と考える必要はないということ、その解明、理解は本質的には、人間行動全般の解明、理解と結局同じであることを違った角度から述べてみたい。」（傍点は原筆者）と述べられてある。また、少年を成人と区別して、少年だけを扱う少年審判制度ができたのも、このような認識の普及性を示すものであろう。
- (3) 樋口幸吉、「少年非行」紀伊國屋書店、1963年 31頁を参照。
- (4) 経済企画庁編「国民生活白書」昭和34年版「戦後国民生活の構造的変化」
- (5) 法務省法務総合研究所編、「犯罪白書」昭和38年版 220—1頁
- (6) 同上書、228—9頁
- (7) 同上書、229—30頁
- (8) 同上書、230—32頁
- (9) 同上書、232頁
- (10) 同上書、235頁
- (11) 中央青少年問題協議会編「青少年白書」1963年版287頁
- (12) 同上書、288頁
- (13) 「青少年白書」1962年版11頁